

総合型地域スポーツクラブ「いーはとーぶスポーツクラブ」の取り組み

市民協働推進事業費補助金を活用した、地域移行に向けた試験的取り組みを実施

- ▶事業名：「中学校部活動の地域移行に伴う運動の場の創設を目指す総合型地域スポーツクラブとしての対応事業」
- ▶実施主体：総合型地域スポーツクラブ「いーはとーぶスポーツクラブ」
- ▶活動内容：市内中学校2校の休日の部活動（ハンドボール部）指導を実施
- ▶対象校：城西中学校（女子部員16名）、上田中学校（男女部員33名）
- ▶指導者数：7名
- ▶事業費：450,000円（うち市補助額 360,000円）
- ▶事業期間：令和4年6月から令和5年3月まで
- ▶事業内容：①指導者育成として、日本スポーツ協会指導者資格の取得を実施
②指導者と中学校部活をマッチングし、指導に当たる。（指導校の合同部活等の実施）
③スポーツウエルネス吹矢を周知し、これまでスポーツをしていなかった生徒に対し、スポーツに取り組むきっかけづくりを行う。
- ▶参考：休日の部活動ではないが、同クラブのハンドボール教室（小学生対象）に見前南中学校の生徒がOBとして参加し、放課後の時間を小学生と一緒に活動している。



いーはとーぶスポーツクラブで活動する中学生と小学生

「いーはとーぶスポーツクラブ」の取組成果や課題を共有し、今後の地域移行に生かしていく

3 部活動の地域移行に向けた取組について（交流推進部）

総合型地域スポーツクラブ「いーはとーぶスポーツクラブ」の取り組み

取組の中で挙げられた課題

| 主な課題 | 内 容 |
|---------------|---|
| 1 指導者の確保 | 生徒を指導することができる知識を有した指導者をどのように確保していくか。指導者の謝金・育成費は、誰がどのように負担するのか。 |
| 2 受け皿となる団体の確保 | 生徒が希望する活動のニーズ把握やマッチングはどのように行うか。 |
| 3 活動場所の確保 | 学校体育施設を使用する場合、使用時間の調整や鍵の管理等は誰が行うのか。スポーツ施設を使用する場合、使用料はどうするか。活動場所が学区外となる場合、生徒の移動手段はどうするのか。 |
| 4 部活動の位置づけ | 学習指導要領では、学校教育の一環としているが、地域移行した場合の位置づけはどうか。 |
| 5 大会等の在り方 | 学校単位を基本とした参加資格はどうか。大会引率、運営はどうか。 |
| 6 ケガ等の責任の所在 | 生徒・指導者の保険・補償は、どうか（平日の部活動と同様か。）生徒のケガ等の責任の所在はどうか。（責任所在が全てスポーツクラブとなる場合、指導を行えないというスポーツクラブもある。とのこと）。 |

～子どもたちがやりたい活動にアクセスできる体制づくり～

今後の動き

- ・教育委員会、スポーツ担当課、文化担当課によるプロジェクト会議（担当者会議）の実施（R4.11）
- ・学校、教員、生徒のニーズ把握、コーディネート等体制の検討（R4.11～）
- ・休日の部活動の段階的な地域移行の実施（学校等と協議し、時期設定）